

ベトナム人技能実習生が習得を望む日本語力 JITCOチェックシート, 日本語能力試験 Can-do 自 己評価リストを用いた検討

著者	中原 郷子
雑誌名	長崎外大論叢
号	24
ページ	31-42
発行年	2020-12-30
URL	http://id.nii.ac.jp/1165/00000770/



*The Journal of
Nagasaki University of Foreign Studies
No. 24 2020*

ベトナム人技能実習生が習得を望む日本語力

—JITCO チェックシート, 日本語能力試験 Can-do 自己評価リストを用いた検討—

中原 郷子

What Kind of Japanese Language Skills Do Vietnamese Technical
Intern Trainees Want to Acquire? :

A Study Using the JITCO Japanese Check Sheet and JLPT Can-do List

NAKAHARA Satoko

長崎外大論叢

第24号
(別冊)

長崎外国語大学
2020年12月

ベトナム人技能実習生が習得を望む日本語力 —JITCO チェックシート, 日本語能力試験 Can-do 自己評価リストを用いた検討—

中原 郷子

What Kind of Japanese Language Skills Do Vietnamese Technical Intern Trainees Want to Acquire?: A Study Using the JITCO Japanese Check Sheet and JLPT Can-do List

NAKAHARA Satoko

Abstract

A questionnaire survey was conducted to clarify the Japanese proficiency that Vietnamese technical intern trainees want to acquire. The results demonstrated that although the trainees responded that they wanted to actively acquire Japanese related to work, they demonstrated insufficient motivation to acquire a Japanese proficiency necessary in daily social life. To motivate the trainees to learn Japanese, a satisfactory balance between Japanese in work situations and in daily life situations seems essential.

キーワード

ベトナム人技能実習生, 日本語能力, 就労者向け日本語教育

1. 問題と目的

2019年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」(以下, 日本語教育推進法とする)が公布・施行された。この法律は, 日本語教育の推進が, 日本に住んでいる外国人にとって, 日常生活および社会生活を日本人と共に円滑に行うための環境の整備に役立ち, 日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより, 多様な文化を尊重した共生社会の実現に役立つために制定されたと条文にはある。「日本語教育推進法」制定の背景の一つが, 近年の在留外国人の増加であるが, この法律では日本語教育の機会の拡充が基本的施策に盛り込まれ, その対象は幼児・児童・生徒等, 留学生, 被用者等, 難民と多岐にわたっている。このことを受け, 今後, 現段階で対応が不十分なことが指摘されている外国籍, 日本国籍の児童・生徒への日本語教育とともに, 労働力を提供するために来日している在留外国人への日本語教育の体制が整備されることが期待される。

「在留外国人統計」によると2019年12月末現在の在留外国人¹数は293万3,137人で過去最高となり, 2013年以降, 7年連続で増加している。特に2018年から2019年にかけては, 約20万人という大幅な増加となり, 様々な在留資格で日本に暮らす外国人と地域に在住している日本人が接する機会は日常生活においても増えている。2019年12月末時点での在留外国人の出身地域と人数の推移を表1に, 在留外国人数上位10か国・地域を表2に示す。

表1を見ると, アジア出身の在留外国人数が他の地域に比べて大きく増加していることが明らかで

表1 在留外国人数上位10か国・地域（2019年末時点基準）

国・地域	2019	2018	2017	2016	2015
中国	813,675	764,720	730,890	695,522	665,847
韓国	446,364	449,634	450,663	453,096	457,772
ベトナム	411,968	330,835	262,405	199,990	146,956
フィリピン	282,798	271,289	260,553	243,662	229,595
ブラジル	211,677	201,865	191,362	180,923	173,437
ネパール	96,824	88,951	80,038	67,470	54,775
インドネシア	66,860	56,346	49,982	42,850	35,910
台湾	64,773	60,684	56,724	52,768	48,723
米国	59,172	57,500	55,713	53,705	52,271
タイ	54,809	52,323	50,179	47,647	45,379

法務省公表「在留外国人統計（2015年～2019年調査）」をもとに作成

表2 在留外国人数上位10か国・地域（2019年末時点基準）

国・地域	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
中国	813,675	764,720 (1)	730,890 (1)	695,522 (1)	665,847 (1)
韓国	446,364	449,634 (2)	450,663 (2)	453,096 (2)	457,772 (2)
ベトナム	411,968	330,835 (3)	262,405 (3)	199,990 (4)	146,956 (5)
フィリピン	282,798	271,289 (4)	260,553 (4)	243,662 (3)	229,595 (3)
ブラジル	211,677	201,865 (5)	191,362 (5)	180,923 (5)	173,437 (4)
ネパール	96,824	88,951 (6)	80,038 (6)	67,470 (6)	54,775 (6)
インドネシア	66,860	56,346 (9)	49,982 (10)	42,850 (11)	35,910 (11)
台湾	64,773	60,684 (7)	56,724 (7)	52,768 (8)	48,723 (8)
米国	59,172	57,500 (8)	55,713 (8)	53,705 (7)	52,271 (7)
タイ	54,809	52,323 (10)	50,179 (9)	47,647 (10)	45,379 (10)

*2015-2018の人数のあとの括弧内の数字はその年の順位
法務省公表「在留外国人統計（2015年～2019年調査）」をもとに作成

ある。また、表2の通り、在留外国人の出身国・地域の上位が主にアジア地域である傾向には過去5年間でそれほど変化はないが、注目すべきはベトナム出身者数である。2017年以降、3位の在留者数となったベトナムであるが、2位の韓国の在留者が近年減っているのとは対照的に2019年末時点では前年比+約8万人となり、数年のうちに順位が入れ替わることも想像に難くない。

近年の在留ベトナム人数の増加には、日本の労働者不足が一因となっている。表3に在留資格等別の在留外国人数の推移を示す。この5年間で大きな増加が見られる在留資格は、技能実習、留学、高度専門職、技術・人文知識・国際業務であるが、留学を除いて全て就労が可能な在留資格となっている。留学生の増加は、政府による「留学生30万人計画」²⁾の2020年までの達成に向けて、大学や日本語学校などの日本語教育機関において入学・入国を円滑化するよう施策を講じた結果であろう。高度専門職については、2014年に新たな在留資格として創設され、その認知度が徐々に上がってきたこと、2012年から「高度人材ポイント制」が導入され、さまざまな出入国管理上の優遇措置を認めるようになったこと、「日本再興戦略2014・2016・2017」で具体的な高度人材認定数が示されたこと（総務省、2019）に伴う具体的対策の結果、この5年間で約10倍となったと考えられる。技術・人文知識・

表3 在留資格等別在留外国人数の推移

		2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
総 数		2,933,137	2,731,093	2,561,848	2,382,822	2,232,189
在 留 資 格	永住者	793,164	771,568	749,191	727,111	700,500
	特別永住者	312,501	321,416	329,822	338,950	348,626
	技能実習 (1号イロ, 2号イロ, 3号)	410,972	328,360	274,233	228,588	192,655
	留 学	345,791	337,000	311,505	277,331	246,679
	高度専門職 (1号イロハ, 2号)	14,924	11,061	7,668	3,739	1,508
	技術・人文知識・国際業務	271,999	225,724	189,273	161,124	137,706
	家族滞在	201,423	182,452	166,561	149,303	133,589
	特定活動	65,187	62,956	64,776	47,039	37,175
	介 護	592	185	18	—	—
	特定技能 1号	1,621	—	—	—	—
	その他	514,963	490,371	468,801	449,637	433,751

* 「教授」「芸術」「宗教」「報道」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「企業内転勤」「興行」「技能」「文化活動」「研修」「永住者の配偶者等」「定住者」をまとめて「その他」とした。
法務省公表「在留外国人統計（2015年～2019年調査）」をもとに作成

国際業務は、主に日本の大学を卒業した外国人留学生が日本で就職する際に留学から変更申請が行われるため、留学生数の増加に比例して増加している。次に技能実習についてであるが、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下、技能実習法とする）によると、1993年の制度化以来、技能実習の目的は「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進」であり、「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（技能実習法第三条2項）とされているが、実態としては、制度が労働力不足を補うために利用されていることは否めず、そのことに付随する人権問題や労働環境問題などは国内のみならず、海外からも問題視されている（e.g., 朝日新聞2019年9月7日, 2020年6月26日, 日本経済新聞2019年8月9日, アメリカ国務省人身取引監視対策部「2020年人身取引報告書」）。しかし、問題のある受入れ企業・団体等ばかりでないことは、SNSが発達し、問題やトラブルが起きた際に、以前とは比べものにならない速さ、広さで情報が拡散するようになった近年においても技能実習生として来日する外国人が増加していることから推測される。

このように在留外国人数の増加は、日本で働く外国人の増加によるところが大きい。2014年から2018年の間には国内の労働者不足やグローバル化の推進、国際的な競争力向上を目指す動きから、「出入国管理及び難民認定法」が改正され、就労可能な在留資格が4つ創設されている。具体的には、2014年に高度専門職、2016年に介護、2018年に特定技能1号、特定技能2号が、国内での労働者不足に対して人材の確保を目指す目的で、外国人労働者を受け入れるための在留資格が新たに創設された。

技能実習に関しても、新たな在留資格「技能実習3号イ、技能実習3号ロ」が設けられ、2017年の施行により、最長で5年の実習を行うことが可能となった。外国人技能実習制度に関する在留資格は3つあり、それぞれ技能実習1号イ・ロ、技能実習2号イ・ロ、技能実習3号イ・ロである。国際人材協力機構（以下、略称のJITCOを用いる）のHPによると、イとロは、イが企業単独型、ロが団体監理型の実習で、入国1年目は1号、入国2・3年目は2号、入国4・5年目は3号と移行していくが、技能実習2号、3号へ移行できる職種・作業は主務省令で定められており、また所定の試験(学

表4 外国人技能実習生数上位10か国 (2019年末)

出身国	総数	技能実習						合計
		1号イ	1号ロ	2号イ	2号ロ	3号イ	3号ロ	
	4,975	164,408	4,268	210,965	605	25,751	410,972	
ベトナム	915	89,861	1,447	112,363	152	13,989	218,727	
中国	1,235	31,254	1,060	44,352	209	4,260	82,370	
フィリピン	1,023	12,248	777	18,581	155	3,090	35,874	
インドネシア	596	14,823	595	17,459	8	1,923	35,404	
ミャンマー	183	6,116	70	6,000	11	738	13,118	
タイ	660	3,853	272	5,642	63	835	11,325	
カンボジア	27	4,135	5	4,590	-	759	9,516	
モンゴル	2	1,107	10	936	-	68	2,123	
スリランカ	6	325	4	371	2	32	740	
ラオス	12	216	-	302	-	25	555	

法務省公表「在留外国人統計 (2019年調査)」をもとに作成

科、実技)に合格しなければ1号から2号、2号から3号への移行はできないという。なお、この試験の使用言語はすべて日本語である。

表4に2019年12月時点における外国人技能実習生の出身国上位10か国を示す。最も多いのは、ベトナム出身者で、全体の53%を占めている。1993年の制度開始以降、2015年まで最多であったのは中国出身者であったが、2016年以降は年々減少しており、代わって増加しているのがベトナム出身者である。中国出身の技能実習生が減った理由としては、東日本大震災や中国が経済的に発展し、国内での賃金が上がったことなどが挙げられる(坂, 2014)。一般的な技能実習生受入れ形態である団体監理型(各号ロ)の人数を見てみると、ほぼ50%をベトナム出身者が占めていることがわかる。ベトナムは労働人口が多く、平均年齢も31.9歳と若い(CIA, 2020推計)、中国に代わる新たな技能実習生獲得の場として注目されており、法務省「二国間取決め・認定送出機関」によると、「技能実習法」による二国間取決めに基づいたベトナム政府認定の送出機関は261にもものぼる。このように、現在の日本社会には労働者としてベトナム出身者に大きく依存している現状がある。

また表3の在留資格の中で技能実習と同じく太字で表された「特定技能1号」も、日本の労働者不足を補うため2019年4月から新たに創設された在留資格である。出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」によると、特定技能は従来、外国人の労働者としての受入れが不可能であったが、国内では十分に労働者が確保できない特定産業分野14分野(介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業)に限り、新たに外国人材を受入れるために創設された資格で、5年間で最大34万5,150人の受入れが見込まれているという。この資格と技能実習の違いがしばしば取り上げられるが、大きな違いは特定技能は同一分野であれば職場を異動することが可能である点、特定技能2号は家族の帯同が認められ、在留期限更新の上限が設けられていない点である。ただし、現時点では特定技能2号は建設、造船・船用工業の2分野のみで受入れ予定となっている。特定技能の在留資格を得るためには、技能水準を確認する試験と日本語能力水準を確認する試験を受け、合格することが必要になるが、技能実習2号を修了した外国人は試験が免除される。つ

まり、特定技能は技能実習からの移行を想定して創設された在留資格である³。なお、2020年6月現在の特定技能1号在留外国人数は5,950名で、出身国・地域と人数の内訳は、ベトナム3,500人、中国597人、インドネシア558人、フィリピン369人、ミャンマー291人、カンボジア243人、タイ177人、ネパール49人、その他166人となっている。また、14の特定産業分野別では飲食料品製造業が35.2%で最多となっており、次いで農業15.6%、外食業10.2%となっている（出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数（令和2年6月末現在）概要版」より）。特定技能新設時の政府予測では初年度（2019年度）に最大4万7,000人となっていたが、開始1年2か月時点でも12%超と見込みよりかなり少ない結果となっている。この要因としては、制度の周知が十分でないこと、ベトナム、中国といった送出国で仕組みが整っていないことが挙げられるという（2020年4月1日NHK政治マガジン）。これらの問題への対応は徐々に進んでおり、今後日本で働く外国人は今よりもさらに増えることが予測される。

以上のような状況を踏まえ、文化審議会国語分科会が2020年に発表した「日本語教師の資格の在り方について（報告）」の「資格制度創設の目的」には「特に就労者及び就労希望者に対する日本語教育を担う人材が不足しており、職業分野別あるいは業種別の日本語教育プログラムを実践できる日本語教師が求められている」（p. 8）という一文が含まれている。日本に居住しながらも、日本語を使わずに生活することは事実上可能ではあるが、そのような生活環境が地域住民との摩擦を増大させる要因となることも指摘されている（米勢、2006）。また、ベトナム帰国後の元技能実習生20名に日本滞在中の実習に関するインタビューを行った岩下（2018）によると、20名全員が実習中に学んだことで帰国後に役立ったこととして「日本語」を挙げたという。その反面、実習で身につけた技能を帰国後に生かしている人は3割にとどまるという調査もある（西日本新聞社、2017）。実際、現地の送出国で日本語教師として働いている元技能実習生は多い。澤田（2020）によると、送出国での日本語教師の採用基準は日本語能力試験N3レベルであるという。日本語能力試験HPによると、N3とは「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」レベルであり、3年ないし5年の実習期間中に身につけることは十分可能な水準である。また、今後、技能実習から特定技能への移行を含め、日本に長く滞在して生活する就労者が増えることが予想されるが、彼らのニーズに応じた日本語教育を実施することが、日本語学習への動機づけを高め、結果的に日本語習得を促進し、生活の質の向上、日本社会への適応につながり、さらに帰国後のキャリアにおいてメリットさえもたらすと考えられる。生活の質の向上や日本社会への適応については、先述の米勢（2006）のような事態を回避するためにも、居住地住民と交流することや実習先だけでなく、生活の場である日本社会に目を向け、関心をもつことにより、日本語学習に対する意欲が生じ、習得へと結びつく可能性は高い。これは本人にとってよい結果をもたらすだけでなく、地域住民が技能実習生のような外国人と触れ合う機会をもつことで、共生社会の実現への一助となると考えられる。

技能実習生には日本入国前後に一定時間の日本語学習をすることが義務付けられているが、落合（2010）によると、実習先によっては日本語を使うことがそれほど求められず、あいさつ程度しか必要ない所もあり、実習に入ってから日本語が下手になったと嘆く者さえいるという。助川・吹原（2017）でも、インドネシア人技能実習生についてはあるが、日本語習得には個人差が大きく、実習期間中に飛躍的な日本語能力の進歩を見せる技能実習生もいれば、ほとんど上達しない技能実習生もいることが指摘されている。また、日本語学習への意欲に関しては、実習期間の短い技能実習生ほ

ど日本語学習に意欲的ではないという指摘（中川・神谷，2017）や，研修生（現行制度の技能実習1号に相当）自身が日本語の必要性をあまり感じていないのではないかと（赤塚，2005）という実習先の上司の指摘があるように，技能実習生間で日本語学習に対する意欲は大きく異なり，日本語学習を自主的に，自律的に行う技能実習生もいれば，実習先で最低限必要な日本語で満足している技能実習生もいる。しかしながら，日本語が使えることは，日本で生活している最中も，その後の生活でも本人のみならず，関わるさまざまな人にとってもメリットをもたらすことが考えられるため，日本語学習に対する意欲の維持は欠かせず，学習の動機づけを維持するためには，まずはニーズに応えた日本語教育を提供することが必要であろう。

以上のことから，本研究では，来日直後のベトナム人技能実習生に対して今後の日本での実習中に身につけたい日本語能力をアンケートによって調査した。アンケート調査の結果を踏まえ，彼らに対する日本語教育の方法としてどのようなものが提案できるかを検討したい。

なお，技能実習生に対する日本語に関する調査はJITCOが2009年に行っており（JITCO 能力開発部援助課，2010），郵便による調査の結果が公開されているが（https://www.jitco.or.jp/about/data/chousa_houkoku/prompt_report.pdf），回答が母語別になっておらず，回答者の40%が中国語母語話者で，ベトナム語母語話者は26%であったこと，2009年時点では現行の技能実習制度と異なっていたことから，新たに母語を限定して調査を行うことで，より現状に即した結果が得られると考えたため，本調査を実施した。

2. 調査

2-1. 調査対象者

本調査は，2018年8月に日本国内で行われた。調査対象者は，監理団体による講習中のベトナム人技能実習生13名（全員男性）であった。13名は日本入国前にハノイ近郊の送出し機関の日本語教育施設で日本語を学んでおり，日本語学習歴は約8.5か月であった。調査は日本入国後3週間の時点で行われた。

2-2. 調査方法

調査は，2種類の質問紙を用いて行われた。すなわち，JITCOの日本語チェックシートベトナム語版（以下，チェックシートとする）（<https://hiroba.jitco.or.jp/items/detail/781>）と日本語能力試験Can-do自己評価リスト（以下，Can-doリストとする）（<https://www.jlpt.jp/about/candolist.html>）の4技能に関するベトナム語版Can-doリストを用いた。Can-doリストも用いた理由は，チェックリストは，主に実習場面を想定した項目で構成されているため，「日本語使用」について幅広い場面を想定した項目も追加して調査したほうが，居住地域での共生や日本社会になじむことに対してどのような意識をもっているかの一端を明らかにすることができると考えたためである。チェックリストでは，どのくらいできるかを0（全くできない）から4（よくできる）での評定を求め，さらに「できるようになりたいか」を尋ねた。Can-doリストでは，「現時点でできるか，できないか，できるようになりたいか」を尋ねた。チェックリストは「1. 人と関係を結ぶ」「2. 技能等を習得する」「3. 病気・事故・災害などに対処する」「4. 経済活動をする」「5. 目的の場所に行く」「6. 情報を収集する」「7. 地域社会の一員として行動する」の7つが日本語使用の場面・目的として設定されて

おり、それぞれ2から21の具体的場面・目的から構成されていた。他方、Can-do リストは4技能それぞれに20の場面があり、1から20で難から易となるように配列されていた。

2-3. 調査結果

(1) 「できるようになりたい」回答が多数であった項目について

それぞれの質問紙について「できるようになりたい」の回答が約60%に相当する8名以上であった項目を表5に示す。

該当項目は全142項目中、9項目のみであった。また、各場面・目的、技能中で、複数項目が該当していたのは、チェックシートの「2. 技能等を習得する」(6項目)のみであった。

チェックリストの中でも特に「2. 技能等を習得する」において該当する項目が多かったことから、日本入国直後の技能実習生たちは実習場面で必要な日本語については積極的に習得したいと感じていることが明らかになった。その他の場面で習得を望むものは、緊急時の通報に必要な日本語と、実習で得た賃金を母国に送金する際に必要となる海外送金に関する日本語であった。つまり、日本での生活がまだ本格的に始まる前である入国直後の段階では、今後の生活でどのような出来事があるのかを具体的にイメージすることができないため、来日の最大の目的である実習を遂行するために必要な日本語と送金に関する日本語の習得に重きをおく傾向があると言える。

表5 チェックシート、Can-do リストの「できるようになりたい」多数項目

チェックリスト		
場面	内容	人数
2	作業道具や機械の名前を聞いて理解する、また自らも言える。	9
	機械の操作盤等の文字を見て理解する。	10
	「原料を流して1分ぐらいたったら溶剤を入れて。ゆっくり入れること」など、少し詳しい指示や注意を聞いて理解する。	8
	機械の不具合や作業上の問題点などについて、「機械が動きません」「数を間違えました」など簡単に説明する。	9
	機械の不具合や作業上の問題点などについて、「最初は動きました。でも途中から止まりました」など、少し詳しく説明する。	9
	「きょう休みたいです」「早く帰ってもいいですか」など、休み・早退・遅刻などを口頭で申し出る、電話で連絡する。	8
3	110番、119番に電話をして、「事故です」「火事です」などの最低限の情報を伝える。	8
4	郵便局・銀行の窓口で、現金の引き出しや海外送金をする。	10
Can-do リスト		
話す	よく知っている場所の道順や乗り換えについて説明することができる。	8

(2) 「できない」が「できるようになりたい」と思わない項目について

チェックシートにおける0または1の評定者の合計、Can-do リストにおける「できない」の選択者が8名以上で、かつ「できるようになりたい」を選んだ割合が50%を下回る6名以下であった項目を表6に示す。

表6 チェックシート, Can-do リストの「できるようになりたい」少数項目

チェックリスト		
場面	内容	人数
2	朝礼など、全員に向けて話される話の中で、技能実習生に向けてわかりやすく話されたものなら大まかに理解する。	6
4	チラシなどを見て、商品についての簡単な内容や値段を知る。	5
4	飲食店でメニューを見て、ほしいものを注文する。	6
5	電車の停車駅や料金を尋ねる。	5
	駅などで、これから行こうとする駅までの乗車経路を尋ねる。	5
	駅の構内放送やバスの車内放送を聞いて、必要な情報を得る。	5
6	防犯、防災などに関する掲示物を見て、簡単な内容だったら理解する。	5
	携帯電話やパソコンの操作に必要なごく基本的な用語を理解する。	6
Can-do リスト		
聞く	政治や経済などについてのテレビのニュースを見て、要点が理解できる。	3
	最近メディアで話題になっていることについての会話で、だいたいの内容が理解できる。	3
	フォーマルな場（例：歓迎会）でのスピーチを聞いて、だいたいの内容が理解できる。	3
	思いがけない出来事（例：事故など）についてのアナウンスを聞いてだいた理解できる。	5
	関心あるテーマの講義や講演を聞いて、だいたいの内容が理解できる。	3
	関心あるテーマの議論や討論で、だいたいの内容が理解できる。	2
	身近で日常的な内容のテレビ番組（例：料理、旅行）を見て、だいたいの内容が理解できる。	4
	身近で日常的な話題（例：旅行の計画、パーティーの準備）についての話し合いで、話の流れが理解できる。	2
	標準的な話し方のテレビドラマや映画を見て、だいたい理解できる。	5
	店で商品の説明を聞いて、知りたいこと（例：特徴など）がわかる。	5
	駅やデパートでのアナウンスを聞いて、だいたい理解できる。	3
	周りの人との雑談や自由な会話で、だいたいの内容が理解できる。	5
話す	関心ある話題の議論や討論に参加して、意見を論理的に述べることができる。	5
	最近メディアで話題になっていることについて質問したり、意見を言ったりすることができる。	3
	思いがけない出来事（例：事故など）の経緯と原因について説明することができる。	2
	最近見た映画や読んだ本のだいたいのストーリーを紹介することができる。	3
話す	クラスのディスカッションで、相手の意見に賛成か反対かを理由とともに述べることができる。	3
	準備をしていれば、自分の専門の話題やよく知っている話題についてプレゼンテーションができる。	6
	アルバイトや仕事の面接で、希望や経験を言うことができる。（例：勤務時間、経験した仕事）	5

該当項目は全142項目中、50項目にのぼった。特に Can-do リストの「読む」は20項目中、16項目、「書く」では10項目、「聞く」では12項目で「できない」が「できるようになりたい」と思わないという回答であった。他方、チェックリストでは全62項目中、8項目であった。なお、Can-do リストでは4技能すべてについて回答を求めたが、チェックリストの想定が主に「話す」「聞く」であることを踏まえ、Can-do リストでも本論文では以後、「話す」「聞く」についてのみ述べることとする。

チェックリストの「2. 技能等を習得する」の中で「朝礼など、全員に向けて話される話の中で、技能実習生に向けてわかりやすく話されたものなら大まかに理解する」が唯一、習得を望むと回答した人数が半数以下であった。その理由について個別に質問などをしていないが、実習内容は決まったものだけであり、朝礼で話される内容に自分たちの実習に直接関わる重要な情報はないと考えていることが推測される。また、Can-do リストの「聞く」「話す」40項目中、約半数の19項目で習得への関心が見られなかったことから、実習以外では、必要最低限の日本語ができればいいと考えていることが推測される。しかし、最初からあまり学習動機がなければ、その後、劇的に意欲が上昇することは稀であろう。技能実習生に接する機会が多い監理団体の職員からは、「先を見通して行動する習慣がない技能実習生が多い」ことをしばしば聞く。実際に経験しないことで動機づけを上げ、維持するよう仕向けるのは困難であろうが、実習に限らず、さまざまな場面で使える日本語を習得することが、どのようなメリットをもたらすかを、実習中のメリット、帰国後のメリットとして具体的かつ明示的に示せば、多少、学習に対する意欲も喚起できるのではないだろうか。

3. 日本語教育への提案

実習場面で必要となる日本語を、日本語教育機関や地域の日本語教室などで扱うことは難しいが、技能実習生を受け入れている地域の日本語教室と実習先が連携を取ることで、お互いの長所を生かした効果的な日本語教育の実現が可能となることが推測される。技能実習生への日本語教育については、介護分野においては検討されつつある (e.g., 西郡, 2019) が、介護はその特殊性において、他の職種とは性質が異なる。技能実習生には、他の「生活者としての外国人」⁴とは異なる、限られた期間のみ日本で生活をするという特徴がある。この特徴を踏まえた有効な日本語教育としては、学習意欲を削がないために、実習先で必要となる日本語スキルと、それを応用した生活上で使える日本語表現を合わせて扱い、技能実習生のニーズを満たしつつ、生活者としての日本語の質を上げるサポートが考えられる。そのためにも、実習先と日本語教育の場との連携は必須であろう。

4. まとめと今後の課題

本論文では日本入国直後のベトナム人技能実習生が身につけたいと思う日本語能力がどのようなものかを調査した。その結果、今後、送る実際の生活についての情報や具体的イメージが乏しい段階では、実習場面で必要となる日本語能力の習得には関心を抱く一方、日常生活で情報を得ることや意見を述べる、説明をするなど、実習とは関係のない場面での日本語習得にはあまり関心を抱いていないことが明らかになった。それぞれの実習先に行き、地域での生活を送るようになると、今回の調査で習得を望んでいなかった項目の日本語能力が必要になったり、習得したいという意欲がわいたりする可能性はあるが、日本での生活の初期で、実習場面以外の日本語習得にあまり関心がないと、日本語学習に対する意欲もあまりないまま、結果的に3年や5年の実習期間でほとんど日本語能力が変化し

なかったという結果になるおそれもある。

7月に発表された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実として、地域の日本語教室の開設や日本語教師の資質・能力の保証など、外国人との共生に向けた多様な支援・対応策が挙げられている。しかし、具体的な数値を上げることは不可能であるが、今回の調査において技能実習生が日常生活に必要な日本語は最低限で十分と考えていることが示唆される結果が示されたことから、在留外国人の約14%を占めている生活者としての技能実習生の中にはそもそも、あまり日本語教育を受けることに意欲的でない人がある程度いることがうかがえる。全ての技能実習生の日本語学習意欲を高めるのは容易ではなく、現実的ではないが、今回の対応策の結果、さまざまな日本語を習得したいと考えている人には適当な教育が受けられるよう、日本語教育環境が整備されることが望まれる。意欲が高まったタイミングで教育が受けられる環境が身近にあれば、継続的な学習が実現し、3年から5年という限られた短い期間ながらも、飛躍的な日本語習得を達成することができ、日本での生活においても、帰国後のキャリアにおいても、プラスとなる可能性がある。

今後の課題として、入国後一定期間を経た技能実習生への同様の調査が挙げられる。習得を望む日本語力に関する継続的な調査を行うことで、日本での生活が長くなるにつれて、どのような日本語の力を習得したいと思うようになるかが明らかになり、時期に応じた適切な日本語教育を提供するための資料が得られ、シラバス作成の一助となるのではないだろうか。

注

- 1 法務省が公開している日本に在留している外国人数には「在留外国人数」と「在留外国人総数」がある。法務省「在留外国人統計 用語の解説」(<http://www.moj.go.jp/content/001324331.pdf>)によると、「在留外国人総数」は「在留外国人数」に、「3月」以下の在留期間が認められた人、在留資格「短期滞在」、「外交」、「公用」が認められた人などを加えた数である。
- 2 「留学生30万人計画」とは日本を世界により開かれた国にし、アジアのみならず、世界におけるグローバル戦略を展開する一環として2008年に文部科学省・外務省・法務省・厚生労働省・国土交通省により発表された計画である。
「留学生30万人計画」骨子 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/fieldfile/2019/09/18/1420758_001.pdf
- 3 第197回国会法務委員会にて法務省入国管理局長が、5年後累計で技能実習2号修了者が当初の5年間での受入れ予測34万5,000人中、約12万人から15万人、つまり約45%を占め、初年度2号修了者の移行割合は約55%~59%と推計されていると述べている。第197回国会法務委員会第5号（平成30年11月21日（水曜日））会議録 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000419720181121005.htm（2020年8月18日閲覧）
- 4 「生活者としての外国人」は日本語教育学会が平成21年に出した「外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発（「生活者としての外国人」のための日本語教育事業）報告書」(<http://www.nkg.or.jp/pdf/hokokusho/houkokusho090420.pdf>)において、在留資格や国籍、来日の経緯がさまざまである、生活の基盤を日本にしている人々とこれらの人々の家族を指すと説明されている。

【引用文献】

- 赤塚恵子 (2005). 技術研修生日本語指導における実践の構造化をめざして—A社における日本語指導の取り組みの実態より問題点を探る (1)—, 鈴鹿国際大学紀要, 12, 243-261.
- 岩下康子 (2018). 技能実習生の帰国後のキャリアの考察—ベトナム人帰国技能実習生の聞き取り調査を通して—, 広島文教女子大学紀要, 53, 33-43.
- 中川かず子・神谷順子 (2017). 道内外国人技能実習生の日本語学習環境をめぐる課題—受け入れ推進地域を事例として—, 開発論集, 99, 15-32.
- 西郡仁朗 (2019). 介護福祉の日本語教育の現状と支援者の育成—介護の日本語 Can-do ステートメントを中心に—, 日本語教育, 172, 18-32.
- 西日本新聞社編 (2017). 新 移民時代—外国人労働者と共に生きる社会へ— 明石書店
- 落合美佐子 (2010). 外国人研修生・技能実習生の生活実態と意識—語りの中から見えてくるもの—, 群馬大学国際教育・研究センター論集, 8, 51-68.
- 坂幸夫 (2014). 中国人技能実習生の減少とインドネシア人技能実習生—東アジア共同体との関連で—, 富山大学紀要. 富大経済論集, 59, 111-127.
- 澤田晃宏 (2020). ルポ技能実習生 筑摩書房
- 助川泰彦・吹原豊 (2017). インドネシア人技能実習生の受け入れと日本語教育, 田尻英三 (編) 外国人労働者受け入れと日本語教育 (pp. 111-133) ひつじ書房
- 米勢治子 (2006). 外国人住民の受け入れと言語保障—地域日本語教育の課題—, 名古屋市立大学大学院人間文化研究科 人間文化研究, 4, 93-106.

【参考資料】

- アメリカ国務省人身取引監視対策部「2020年人身取引報告書」<https://jp.usembassy.gov/ja/trafficking-in-persons-report-2020-japan-ja/> (2020年9月12日閲覧)
- 朝日新聞デジタル2019年9月7日「技能実習、日立に改善命令 入管庁など 必須業務、2割だけ」
https://www.asahi.com/articles/DA3S14168770.html?iref=pc_ss_date (2020年9月12日閲覧)
- 朝日新聞デジタル2020年6月26日「人身売買報告で日本格下げ 米国、技能実習生など問題視」
<https://www.asahi.com/articles/ASN6V310NN6VUHBI006.html> (2020年9月12日閲覧)
- 文化庁「日本語教育の推進に関する法律」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_02.pdf (2020年8月18日閲覧)
- 文化審議会国語分科会 (2020). 「日本語教師の資格の在り方について (報告)」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92083701_01.pdf (2020年7月19日閲覧)
- Central Intelligence Agency “The World Factbook-Vietnam”
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/vm.html> (2020年9月13日閲覧)
- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 (2020). 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和2年度改訂)」<http://www.moj.go.jp/content/001323661.pdf> (2020年9月16日閲覧)
- 法務省「二国間取決め・認定送出機関 ベトナム」<http://www.moj.go.jp/content/001267300.pdf> (2020年9月13日閲覧)

- 法務省司法法制部 (2016). 「国籍・地域別 在留資格(在留目的)別在留外国人統計2015年12月調査」
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html (2020年8月15日参照)
- 法務省司法法制部 (2017). 「国籍・地域別 在留資格(在留目的)別在留外国人統計2016年12月調査」
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html (2020年8月15日参照)
- 法務省司法法制部 (2018). 「国籍・地域別 在留資格(在留目的)別在留外国人統計2017年12月調査」
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html (2020年8月15日参照)
- 法務省司法法制部 (2019). 「国籍・地域別 在留資格(在留目的)別在留外国人統計2018年12月調査」
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html (2020年8月15日参照)
- 法務省司法法制部 (2020). 「国籍・地域別 在留資格(在留目的)別在留外国人統計2019年12月調査」
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html (2020年8月15日参照)
- 時事ドットコムニュース「【図解・政治】特定技能在留外国人数 (2020年5月)」
https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_pol_seisaku-houmushihou20200529j-08-w400 (2020年9月13日閲覧)
- JITCO 能力開発部援助課 (2010). 「外国人研修生・技能実習生の日本語調査」第一次調査報告速報
https://www.jitco.or.jp/about/data/chousa_houkoku/prompt_report.pdf (2020年8月18日閲覧)
- 公益財団法人 国際人材協力機構「外国人技能実習制度とは」
<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/> (2020年8月18日閲覧)
- NHK 政治マガジン注目記事2020年4月1日「外国人材拡大1年“特定技能”約3千人にとどまる」
<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/32874.html> (2020年9月13日閲覧)
- 日本経済新聞2019年8月9日「技能実習、5160事業所で法令違反 違法残業など」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO48401370Z00C19A8CR0000/> (2020年9月12日閲覧)
- 日本語能力試験「N1～N5：認定の目安」<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html> (2020年9月13日閲覧)
- 総務省 (2019). 高度外国人材の受入れに関する政策評価書 https://www.soumu.go.jp/main_content/000627735.pdf (2020年9月12日閲覧)
- 出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数(令和2年6月末現在)概要版」<http://www.moj.go.jp/content/001326545.pdf> (2020年9月13日閲覧)
- 出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」<http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf> (2020年9月13日閲覧)